

Contents

- 図書館書評賞への反響の大きさを考える …… P2
- 私が薦めるこの一冊 …………… P5
- 法律を学ぶための資料の探し方(法令編) …… P6
- 統計データで見る松山大学図書館 …………… P8



第一回松山大学図書館書評賞・表彰式

書評賞への反響の大きさを考える－「第1回松山大学図書館書評賞」－

経済学部助教授 渡辺 孝次

去る1月18日、第1回図書館書評賞の表彰式がおこなわれました。審査員（開架に入れる新刊書を毎週選んでいる5名の教員のうち、図書館運営委員でもある3名）をはじめ、図書館職員の方々など関係者一同の事前の予想は、和気あいあいとした内輪の会になるだろう、でした。ところがふたを開けてみると、まったく違っていました！ 何と放送局4社、新聞3紙が取材につめかけ、「大事件」の扱いだったからです。賞を設けた趣旨等については、本学HPの図書館コーナーにある大内さんの解説や、報道番組、記事に任せ、ここでは当日の「うれしい悲鳴」ぶりを紹介すると同時に、この賞がなぜかくも大きな反響を呼んだのかを考えてみたいと思います。

「内輪の会」では収まらなさそうだという予感、実は1月上旬にはすでにありました。朝日新聞と愛媛新聞（さらに同紙制作のケーブル・テレビ番組）の事前の取材があったからです。しかも取材では、「なぜこういう賞を？」という予想される質問にとどまらず、「今の（松大の）学生についてどう考えているか？」を聞かれました。このことは、今回の「事件」を世間がどのような関心で見ているかを物語っています。

「若者の活字離れ」が叫ばれるようになって、すでにかなりになります。しかし、本当に中身の良い本を紹介しさえすれば、今の若者たちだって反応するはずだ、がわれわれの共通認識でした。「まずい料理（内容空疎な本）や消化不良を起こす料理（難しすぎる専門書）ばかりを勧められたりしたら、誰だって食べたくなくなる。そのことから『今の若者には食べる気がない！』などと結論づけるとしたら大間違いだ」というわけです。

本学の学生たちが期待にいかに応えたかを描く前に、ここで当日の様子をドキュメンタリー風に再現しておきましょう（ただし、僕の目を通した風景、に徹します）。

式の当日は、センター入試の準備のため休みでした。「休みにまで駆り出されるとは、ご苦労なことだなー。だが、これも頑張ってくれた学生たちのためだ…」などと思いながら、開始時刻ギリギリに会場に行きました。ところが、人がいっぱい会場の外にまではみ出しているではありませんか！「すみません、あの一、一応審査委員長なんで中に入れてもらいたいですが一」。こんな調子でようやく中に入りましたが、偉いことに学生たち、全員そろっていました。式自体は、厳（おごそ）かな雰囲気の中で進められ

ましたが、受賞者の名が呼ばれるたびにカメラがパチパチ。こういう風景は、卒業式でさえもまずないことでしょう。さすがに、受賞者たちの顔にも緊張がうかがわれました。表彰が一通り終わると、学長先生のご挨拶がありましたが、その後いきなり僕が指名されました！ まがりなりにも審査委員長なんですから、当然といえば当然なのですが、実は言うべき内容を何にも考えていませんでした！ 今でも、何を言ったのかよく思い出せません。その分、審査員のほかのお2人が、僕もほれほれするくらいに立派な挨拶をして下さったので審査員一同の面目は何とか保てましたが…。

式が終わると今度はケーブル・テレビの取材です。場所を図書館長室に移し、書評とは何か、今どきの若者と読書、推薦図書を選ぶ際に重視することは、などを聞かれました。こちらでは、小さな部屋で少人数だったせいもあり、割合と自然に対応することができました。番組を収録したビデオテープが図書館に置いてありますから、ぜひご覧下さい。

それにしても、受賞した人たちにとっては、一生にそう何度もないほどの晴れがましい機会だったことでしょう。何しろ、名前を呼ばれて前に出た途端にカメラが一斉にパチパチ、ビデオ班がジージーなわけですから…。最優秀賞の泉さんは、受賞後しばらくは、町で知らない人からも声をかけられるほどの「スター」ぶりだったと聞いています。世間からこれだけ注目されたことは、大学全体としても、まさに「関係者冥利に尽きる」のではないのでしょうか？

さて最後になりましたが、ここで受賞作中でも特に審査員の心を捉えた「泣かせどころ」をいくつか紹介して、この記事をしめくりたいと思います。今思い出しましたが、当日の挨拶の中で「講評が少し厳しすぎたかもしれない、許してね」と言い訳していたことの償いを、今こそ果たそうというわけです。

第2回松山大学図書館書評賞募集中

応募要項は、図書館内掲示板および
図書館ホームページを参照して下さい。

●泉さん

泉由佳利：最優秀書評賞、水木しげる著『ねぼけ人生』（筑摩書房）

泣かせどころは、何と言っても最終部にあるでしょう。水木氏が成功した理由を「思い立ったらすぐに実行する」ことに求め、読後に「『自分の人生はこのままでいいのか』と考えさせられ」たとある部分です。なぜかという、僕の見るところ松山の人には慎重派が多すぎるからです（あまり他人のことは言えませんが…）。学生の中にも、「どうせやったら何も変わらない！」式の「若年寄」が多すぎるんですね。これでは若さがありません。まさにそのことを泉さんが感じ取ってくれたからこそ、グッと来させるわけです。

（経済学部助教授 黒田 晴之 評）

なんと言っても自分の推薦した本だから、最優秀賞に輝いたのが嬉しくないわけない。だから調子に乗って筑摩書房に報告したら、なんと向こうは当の書評を水木先生に送ってくださるとのこと。あんがい日本全国から見られているってこと、皆さんもぜひ忘れないでください。さらに嬉しかったのは『ねぼけ人生』になんと！ わが松山大学が登場しているっていう事実（ねっ、泉さん！）。

●池田さん

池田愛美：優秀書評賞、田中芳樹著『銀河英雄伝説』（徳間書店）

「たとえ（直してあります）死んでしまってもその思いが人々の心に残っている限り命はつながっていく」の下りが泣かせますねー！ こういう人生観は、ベストセラーになった『ソフィーの世界』の最終部にも見られます。そしてこれは、ハイデッガーの『存在と時間』からヒントを得たとされています。池田さんの書いたことは、このように深遠な哲学につながっていくものでしょう。

●山崎さん

山崎千春：優秀書評賞、オグ・マンディーノ著『十二番目の天使』（求竜堂）

この作品は、アメリカ的な楽天主義の良い面のクローズアップで始まります。きっと山崎さんも、感じる場所があったのでしょうか。同じことを、僕も感じました。「どうせやっても…」という悲観主義は、彼らに似合いません。「良くなっているんだ！ あきらめないぞ！」こそが、アメリカン・ドリームを実現する力ぎなのです。若いときにこそ、こういう一途さをなくさないでほしいものだと思います。山崎さんには、そのことがよく分かったことだろうと期待され、感動を呼びました。

●魚谷君

魚谷宜弘：佳作、宮城谷昌光著『樂毅』（新潮社）

文体的には、かなり高度です。また主張も非常に古風ではあります。けれども、言わんとする内容は、いわば時代を超えて訴える力を持っていると言えるでしょう。「信じることが困難な時代に」、まさにその困難な「信じるということに『礼』を見た」。何とも深遠な東洋の叢智ではないでしょうか！ つまり、信じることが難しいときにこそ、それができるのが優れた人間の資質だということでしょう。われわれ審査員も、「今の学生にはとても無理であろう」のような前評判には動かされませんでした。その意味では…。多少手前ミノになってしまいましたが、最後にある「現在の日本の政治家たちに『信義』はあるか？」の問いかけが、痛切に心に響きます。



書くうえでの ヒント

たとえば泉さんは書いています、「しっかりと成功をつかんだ要因は、彼の『思い立ったらすぐに実行する』といった性格ではないかと考える」。ちょっと断言居士（なにかをガーンて断言したまま、他人の意見を聞かないガンコな種族）みたいなので、ここは「なぜなら……」とぜひとも続けたいところ。あとは全体的に言えることですが、だれかにせつかく読んでもらうんだから、読者を引きつける味付けがほしい。たんに自分が読んだという報告ではなく、他人を引き込ませる表現力が。たとえば『ねぼけ人生』だったら、「みんなはゲゲゲの鬼太郎とかネズミ男とか知ってるよね。だけどそれを産み出した水木しげるって、どんなひとなのか知ってる？」なんて書き出しでもいい。なにしろ書評の面白さとは、①書き方のルールさえ守れば、②あとはいくらでも自由に書けるから、③自分の書評でどれだけ読者を誘えるか、腕が振るえるっていうスリルなんだ。

おなじ内容でも書き方一つで随分違ってくる。このために言葉を磨くことが、実は自分を磨くことにも繋がってる。

（黒田 晴之）

●川口さん

川口奈緒美：佳作、大平健著『やさしさの精神病理』（岩波書店）

昔ながらの熱血が「やさしさ」、今風の、立ち入らないのが「やさしさ」という把握には僕も簡単に到達しました。しかし川口さんは、それを「気持ち」中心と「行動」中心という風に整理し直しています。僕には、これはすごい慧眼(けいがん)ではないかと思われました。「行動」の一語に、新タイプを集約するという事は…。そう言えば、これより前に出た同じ著者の『豊かさの精神病理』では、モノを通して人を計るという傾向が語られていました。今度は、目に見える行動のみを通して、やはり人の気持ちを推し量るというわけです。しかし決して、気持ちそれ自体を問うことはない…。ここから僕が思い出したのは、ミュンヘンで聞いたこういう話でした。昔は、西洋風のつき合い(特に恋人同士のような…)においては、向かい合うのが当然だった。電車に乗れば、当然向かい合って座る。ところが最近では、隣り合って座る若者が増えてきた、と。この本で、アメリカ人女性が最近のアメリカの若者について語っていること(161ページ)は、ドイツでも言えるようなのです。

●佃さん

佃 夏美：佳作、佐々木瑞枝著『留学生と見た日本語』（筑摩書房）

この本には、佃さんが選んだような、母語話者として思わず頭を抱えてしまうような例がちりばめられているのですが、選択のセンスがかなりいいと僕は感じました。現に僕自身も、本棚から本を引っ張り出して読み直してしまいましたから、ウソではありません。また、ことばの学習を通して、学ぶ者たちそれぞれの個性が浮き彫りになるということも、言語学習の楽しい一面です。そういう点にもすっかり目を向けているところなどは、心強い限りです。「先生なんかへん！ 今日はやけに低姿勢…」と思われるかもしれませんが、実は例の講評を書いたから、こう思い直したりもしたんですよ…。「は」には、対比を表す機能もある。Aは…、Bは～、というように。だとしたら、僕が添削した「…説明は、できる人は…」の一節も、「話すことは…」との対比なのだから正しいのではないかと。いささか自信がなくなってきたんです。確かに、「聞いて理解することはできるが、話すこと<は>できない」であって「話すこと<が>できない」ではありません！ それでもなお、言い訳がましく言えば、「聞いて理解することはできるが、話すこと<が>できないという問題」のように、次に名詞が来る場合にはやっぱり「が」なのです！ そして、ここでも案の定「…できる『人』」と名詞が来ているのです。あまり立ち入りすぎると本になってしまいそうだし、このくらいにしておきたいと思います。

●中村君

中村祐介：佳作、佐藤俊樹著『不平等社会日本』（中央公論新社）

階級と階層という、古くて新しい問題に正面から取り組んでいる点は、本の主張を鵜呑みにしない点と並んで大いに買いたいと思います。階級と階層の区別に行くぶん曖昧さが認められますが、これは学者が書いてもそうなので、責められません。管理職への出世は、確かに階層間の移動と見る方がしっくりきます。しかしイギリスでも、係長止まりはロウアー・ミドルであり、部長や専務までいく人はアッパー・ミドル、そしてこれが肝心なんです。アッパー・ミドル・クラス(階級)と言うんですね。こんなところにも、概念の混乱ぶりがうかがわれます。最後に、階級ができてきていることを告発する主張は、日本は無階級だという主張同様に、多分に図式的です。なかったものができていると言い張るにせよ、いやないままだと言い張るにせよ、最初になかったことを前提している点は同じです。そんなことより、階級でも階層でもかまわない、とにかくそれが形成されてきているのなら、一体誰にそのしわ寄せが、ツケがきているのか、またその原因は何なのかを考える方が重要でしょう。そういう意味では、作品の最後の段落は、的を得ていると思います。

●成田君

成田純一：佳作、司馬遼太郎著『燃えよ剣』（文藝春秋）

「彼はなぜ、これほど豊富な語彙を使いこなせるのだろうか？ 一体どういう読書歴を持つのだろうか？」これが、読んで最初に感じたことでした。別に、語彙を豊富に使えるからといって偉いわけではありません。訥々(とつとつ)としていながら雄弁、ということだってあります。しかし、何といっても表現の幅と深みが違ってきます！ 試みに、そうした語彙を拾い上げてみましょう。まず最初は「京を震撼させた」でしょう。これを別のことばで言い換えようとしても、「こわがらせた」「ビビらせた」等、どれも薄っぺらな表現に瘦せてしまいます。「震え上がらせた」にしても、大して深まりを増しません。たった2文字でこれだけのイメージを生むことができる点が、熟語の強みでしょうね。次に採り上げるべきは「俯瞰」でしょう。しかもこの難しい熟語が、比喩として使われているのです。遠くから歴史を眺めるのは、高い山に登って下界を下に見るのと同じ…。全貌がくっきり見えるというメリットと同時に、後知恵の結果論に墮したり、下界を蔑(さげす)んだりする危険性=短所を兼ね備えています。そうした、語の完全な意味で彼は使っているのです。これは、かなり驚くべき才能ではないでしょうか？ ちなみに、俯瞰の「俯」は、昔物理か何かで「仰角」と「フ角」と習ったあの漢字なのです。「仰ぎ見る」の逆で、「足下に俯いて(うつむ)いて(このことばもこの漢字で書くんですか！今パソコンに教わりました！)見る」という意味です。

私が薦めるこの一冊

法学部教授 田村 譲



司法修習生が見た裁判のウラ側 —修習生もびっくり！司法の現場から— 司法の現実に驚いた53期修習生の会編著、 現代人文社、2001年

分類番号：327.1/S 283/1

配架場所：開架（2階）

「見ると聞くでは大間違い」「百聞は一見にしかず」とのキーワードは、世間一般でよく使われるが、司法の世界も例外ではなかった。法律家の卵たちである司法修習生が現実に目にした法曹三者（裁判官・検察官・弁護士）の生態は…！！

現代人文社から出版された“怒り”の告発本「司法修習生が見た裁判のウラ側」には、司法の驚くべき実体が赤裸々に記述されている。例えば、「裁判官からセクハラ行為を受けた女性修習生の抗議は軽く受け流され、周囲の別の裁判官も見て見ぬ振り」「法廷で居眠りする裁判官」「裁判長の強引、かつ勘違いの

判断に何の疑問もださない陪席裁判官」「検察官の取り調べをやすやすと信用してしまう裁判官（人質司法）」「法律の原則と例外が逆転している保釈の実務」「検事と裁判官の緊密な仲」「検事が容疑者を怒鳴って自白を強要」「検察官の女性枠」「小遣い稼ぎの（一部の）怠慢国選弁護士」エトセトラ…。

これで公正な裁判が保障され、国民の人権が守られるのか…??

これまで学んできたことがことごとく覆される現実を前に呆然（ぼうぜん）とする修習生達…！！それは幻想だったのか??

司法の実体を知る必読書である。

法学部講師 甲斐 朋香



ゆるびのこう 蕨野行

村田喜代子著、文藝春秋、1994年

分類番号：913.6/M 79/1

配架場所：開架（3階）

1993年は雨の異常に多い年でした。そのため、稲が十分に稔らず、日本政府は米の緊急輸入を決定しました。当時、国産米と抱き合わせで売られたそのタイ米を捨てる人もいて、物議を醸したものでした。今日は、そんな年に書き下ろされた小説をご紹介します。

東北の寒村・押伏おしぶせには、わらびのい「蕨野入り」という掟がありました。六十歳になった者は現世での地位や身分を一切捨てて村を離れ、蕨野の丘で野宿をしながら死を待つという、一種の姥捨て制度です。農繁期には日中だけ村へ下りて農作業を手伝い、その日の糧

を得ることが許されず一村の食糧事情に余裕がある年ならば。

その春、八人の仲間とともに「ワラビ」となった姑と、掟を知らされないままに彼女を慕う若い嫁。この二人だけの密かな対話（ワラビは村人の前で口を利いてはならないという掟がある）という形式を借りて、村での暮らし、蕨野の暮らしが描かれています。それは餓えや寒さとの闘いの連続で、女や赤ん坊などの弱者を切り捨てざるを得ない家も稀ではありません。そんな土地で新しい生命を守り育てていくために、年配の者たちは、恐れを抱きつつも自ら蕨野へ赴くのです。

苛酷な状況下にあってもよく笑い、時に恋などもし、頭と手足をフルに使って生を全うしようとする彼らの勁さには、胸を打たれます。ふるさとを愛するということとは？福祉って何？現代行政への鋭い問いをも含んだ、おすすめの一冊です。

法律を学ぶための資料の探し方<法令編>

法学部助教授 木下 崇

1.はじめに

(1)いつも手元に六法を

「法律を学ぶ」ということの中には法解釈・条文解釈です。ゆえに法律の学修を、その対象となる法令を参照することなく進めることはできません。確かに教科書なども条文を引用しながら書かれています。しかし、条文がそのまま載せられているわけではありません。また法令中のどこにその条文があるのかということも解釈や法制度の理解にとっては重要なことです。したがって、必ず手元に六法を置き、いつでも参照できるようにすることが大切です。

(2)法令とは

さて、法令とは、最も狭い意味では、国会が制定する法規範である法律と、国の行政機関が制定する法規範である命令（政令、省令）とを合わせたものを指します。より広い意味では、憲法および地方公共団体の制定する条例や規則、さらに最高裁判所規則までを含めることもあります。2002年2月現在で施行されている法令は約7,000件あり、改正法を含めると毎年100~200件の法令が制定されています。

以下では、このような法令の探し方を説明します。

2.現行法令の探し方

法令を探すときに、もっとも手頃な方法は、六法を用いて検索することです。法令名がわかっているときには、法令索引を用いることになります。たとえば、『小六法』の場合、巻頭に五十音順に配列された「法令名索引」が掲載されています。なお、教科書や参考資料では、法令名を略称で表記していることがあります。この場合には、「法令名略語表」で正式名称を調べたうえで、法令を検索することが必要です。この「法令名略語表」は、『法律文献等の出典の表示方法』に掲載されているほか、六法によっては巻末や別冊付録に掲載されているものがあります。

法令名がわからないときには、どうすればよいでしょうか。このときには、六法の巻末に掲載されている「事項索引」を活用すれば、関係法令・条文を探すことが可能です。たとえば、「予約」に関する法令を調べると、『小六法』の「総合事項索引」では、「消費貸借の一 民589、売買の一 民556」との記述があり、民法589条に「消費貸借の予約」に関する条文が、民法556条に「売買の予約」に関する条文が、それぞれあることがわかります。

『小六法』には約400件の法令が収録されていますが、これですべてではありません。このように手元の六法には、掲載されていないような法令を探すときには、どうすればよいでしょうか。より大きな六法で探すことも考えられますが、『現行法規総覧』や『現行日本法規』を用いると良いでしょう。これらは、現行の法令を分野別に網羅したもので、法令が改正されると、掲載ページが差し替えられます。

3.新しい法令・古い法令の探し方

(1)最新法令の探し方

六法などの法令集は、通常年1回、発刊または差し替えが行われます。ところが、立法府である国会は、常会の場合1月中に召集され、150日の会期中に法律案の審議を行います。この期間中に新たな法律の制定や改正が行われますので、法令集では最新の法令を知ることができないことがあります。六法によっては、「補遺」や「追録」によりカバーされますが、「できたて」の法律を調べるには限界があります。

では、どうすればよいでしょうか。法律は、国会での審議・成立後内閣を経由して奏上された後、30日以内に公布されなければなりません。この法律の公布は、『官報』〔320.9/K2/〕に掲載することにより行われます。したがって、最新の法令を探すには、まず『官報』にあたることとなります。この『官報』には、新法令の内容を要約・解説した「法令のあらまし」が掲載されており、学修に大変役立つと思われます。また、新法令をピックアップし解説を載せている『時の法令』も参考となるでしょう。



(2)廃止・改正前の法令の探し方

法律を学ぶとき、現行の法令を対象とするだけでなく、既に失効している法令についても対象とされることがあります。たとえば、重要な判例が改正前の法令をもとに出されたものであることもありますし、新たな制度や法令について旧法令との比較で説明されることもあります。また法令が改正されたとしても、すべての事象に対して新しい規定が適用されるわけではありません。改正以前から存在するものについては、その当時の規定を適用することがあります。このように法令が廃止または改正された後においても、改正・廃止以前の規定が適用されるというときに、「なお効力を有する」、「なお従前の例による」といった表現が見られます。このような場合には、廃止・改正以前の法令を調査しなければなりません。よく引用される失効・廃止法令については六法の巻末などに掲載されているものもあります。しかし、すべてが掲載の対象となっておりません。

そこでこのような場合には、つぎのような方法で探すこととなります。まず、参考となるのが『旧法令集』(320.91/W1/34)です。これは、現在では効力を持たないが実務上・講学上参照を必要とする旧法および法制研究上必要とされる資料を収録するものです。ここで見つからない場合には、『現行法規総覧』の改廃経過一覧で制定年月日と法律等番号を調べ、当該年または当該月の『官報』や『法令全書』(320.9108/H85/)を見る必要があります。この『法令全書』は、慶応3年(1867)10月15日以後に公布された布告・諸達・諸法令を採録するものです。

4.電子媒体で探す

(1)CD-ROM/DVDの活用

法令情報も電子媒体として提供されるようになりました。『模範六法CD-ROM』や『判例六法・小六法CD-ROM』は、同名の冊子媒体をCD-ROM化したものです。条文とともに判例情報を得ることができるのが便利です。また『[電子版]現行法規』(320.9/G 51/1[CDR])は、『現行法規総覧』を情報ソースとした法令検索ツールです。これは、『判例体系CD-ROM』と

リンクが図られており判例参照も行えるように工夫されています。その他『現行日本法規』を情報ソースとする『現行法令CD-ROM』も便利です。

(2)インターネットの活用

最新情報を迅速に伝えるというインターネットの利点は、法令情報についても十分に発揮されています。最近では多くのサイトが法令情報を提供していますが、その一部を紹介します。特に「法令データ提供システム」は最新の法令情報を入手できる公式サイトであり必見です。

これらのサイト以外にも、関係省庁のページで法令情報を得ることができます。



サイト名	URL	説明
法令データ提供システム	http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi	総務省行政管理局が整備している憲法、法律、政令、勅令、府令、省令および規則のデータを掲載。毎月更新され、最新の情報が提供されている。
衆議院	http://www.shugiin.go.jp/itdb_main.nsf/html/index.htm	国会で成立した法律の本文に関する情報を提供している。最近の情報については今後追加される予定。
参議院法制局	http://houseikyoku.sangiin.go.jp/	参議院議員が提出した法案および国会で成立した法律を見ることができる。
内閣法制局	http://www.clb.go.jp/	制定・改正法令の内容は掲載されていないが、法案提出理由や審理状況などの情報を得ることができる。
官報	http://www.gov-book.or.jp/kanpou/kan_kensaku/index.html	1996年6月3日以降の官報の目次を検索できる。
インターネット版官報	http://kanpou.pb-mof.go.jp/	財務省印刷局によるPDFファイルで作成された1週間分の官報を提供するページ。
官報情報検索サービス	http://kanpou.pb-mof.go.jp/search/introduce.html	1989年4月1日以降の官報について検索・閲覧できる。情報の遡求入力も予定されている。会員制サービス(有料)。
全国条例データベース	http://joreimaster.leh.kagoshima-u.ac.jp/	全国自治体の特徴的な条例・規則・要綱を収集し、データベース化したもの。鹿児島大学法文学部法政策学科が運営している。
中野法律文庫	http://plaza2.mbn.or.jp/duplex/houritsu/houritsu.htm	明治以降の法令資料、特に現在では調べにくい戦前・戦中の詔勅および法令を中心にその全文を紹介している。
法庫	http://www.houko.com/	憲法および現行法令の情報を提供している。一部有料。

——統計データで見る松山大学図書館——

図書館利用状況推移表

※貸出冊数は研究室分を除く

	入館者数	貸出冊数	閲覧冊数		
			開架	閉架	小計
1996年度	180,936	27,492	60,997	10,487	71,484
1997年度	188,676	35,736	77,554	12,774	90,328
1998年度	222,733	44,273	85,839	13,416	99,255
1999年度	217,672	47,807	82,681	11,458	94,139
2000年度	220,574	49,377	73,299	12,132	85,484
2001年度	222,166	55,394	82,063	12,035	94,098

『相互協力』利用件数推移表

	本学からの申込み件数			他館からの受付け件数			合計
	文献複写	相互貸借	所蔵調査	文献複写	相互貸借	所蔵調査	
1996年度	380 (53)	226 (59)	107	99 (4)	6 (0)	21	839
1997年度	403 (60)	277 (56)	73	83 (10)	7 (0)	22	865
1998年度	587 (52)	321 (69)	50	124 (15)	12 (0)	20	1,114
1999年度	338 (43)	175 (23)	25	242 (15)	2 (0)	10	792
2000年度	363 (41)	140 (15)	2	451 (35)	39 (8)	9	1,004
2001年度	268 (23)	177 (13)	3	499 (51)	52 (9)	12	1,011

※〔〕内は謝絶の件数

1999年9月よりNACSIS-ILLを開始した。

『編集後記』

今号は、昨年度設置した「松山大学図書館書評賞」の特集記事になりました。第1回表彰式をめぐるマスコミの反響の大きさは、冒頭の渡辺審査委員長の文章に書かれているとおり、関係者一同にとって大変喜ばしいことでした。出版界の不況、本が売れない、読まれないといった大状況のなかで、学生が書評を書くことの意義は、大きいものがあると確信します。

資料検索シリーズは、法学部・木下先生の〈法令編〉で、各学部学科を一回りしたことになります。法学関係の資料検索は、『文献の探し方 2002年版』の学部別資料検索「法学部学生のための判例と法律文献の探し方」と今号の〈法令編〉を合わせて読んでいただければ幸いです。木下先生には何度も執筆をお願いし、その都度心良くお引き受けいただき感謝しています。

学生のための図書収集を目的とした選書委員会を立上げたのが、1999年10月でした。以後、選書委員・選書協力委員の先生方のおかげで、「推薦図書コーナー」を設置し、その際推薦図書の書評を付した冊子を刊行するとともに、書評をOPAC検索とリンクさせました。推薦図書の書評から学生にも書評をと、今号に特集を組んだ「図書館書評賞」が誕生したわけです。

この4月には、「学部基本図書コーナー」を3階に設置し、当該学部生にとって必読すべき図書を揃えました。開架図書の構成が、これでほぼ一段落しました。今後は、選書の継続と利用者からの声を聞きながら、サービスの充実・強化と、図書館主催のOPAC講習会やデータベース利用講習会の開催を行いたいと考えています。

松山大学図書館報 No.29 2002年5月1日発行

編集・発行 松山大学図書館

〒790-8578 松山市文京町4番地2 TEL (089) 925-7111 (代)

ホームページアドレス <http://www.matsuyama-u.ac.jp>

E-mail: mu-libs@gc.matsuyama-u.ac.jp